

性を学んでいのち生きいき

教師用

学校における性教育を進めるために

性教育の今日的意義と必要性

学校教育は、児童生徒等の人格の完成、豊かな人間形成を目的とし、生命尊重、人格の尊重、人権尊重など民主主義の基本的な理念である人間尊重の精神に基づいて行われるものです。このため、性教育も人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えることとともに、児童生徒等が生命の大切さを理解し、また、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、望ましい行動をとれるようにすることによって、人格の完成、豊かな人間関係に資することを目的として行われてきました。

（「学校における性教育の考え方、進め方」文部科学省より）

しかし、現在、本県における10代の子どもの「性」の現状は、憂慮すべき状況にあるため、これまで実施されてきた性教育のあり方を再度見直すとともに、発達段階を踏まえて、系統的に統合・深化させた性教育を進める必要性があります。



福島県教育委員会

福島県の性教育

★福島の子どもたちのすがた —性を学んでいのち生きいき—

指針（基本的方向性）

- 1 自分を大切にする（愛する）心を育てるとともに、他者を大切にする気持ちを育てる。（人格の尊重、思いやり）
- 2 自分たちを取り巻くさまざまな性情報を取捨選択し行動できる力を育てる。
- 3 直面する性に関する問題に対し豊富な知識を持ち、適切な意思決定や行動選択ができるよう育てる。

指導のポイント

- ☆心身の発達や自分の性について正しい知識を持たせる。
- ☆発達段階に応じた内容を選ぶ。
- ☆保護者との共通理解を図る。
- ☆家庭、学校、地域の連携を図り、継続して指導する。
- ☆各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と関連づけて指導する。

《統合・深化》

人格の完成・豊かな人間形成

性教育の目標

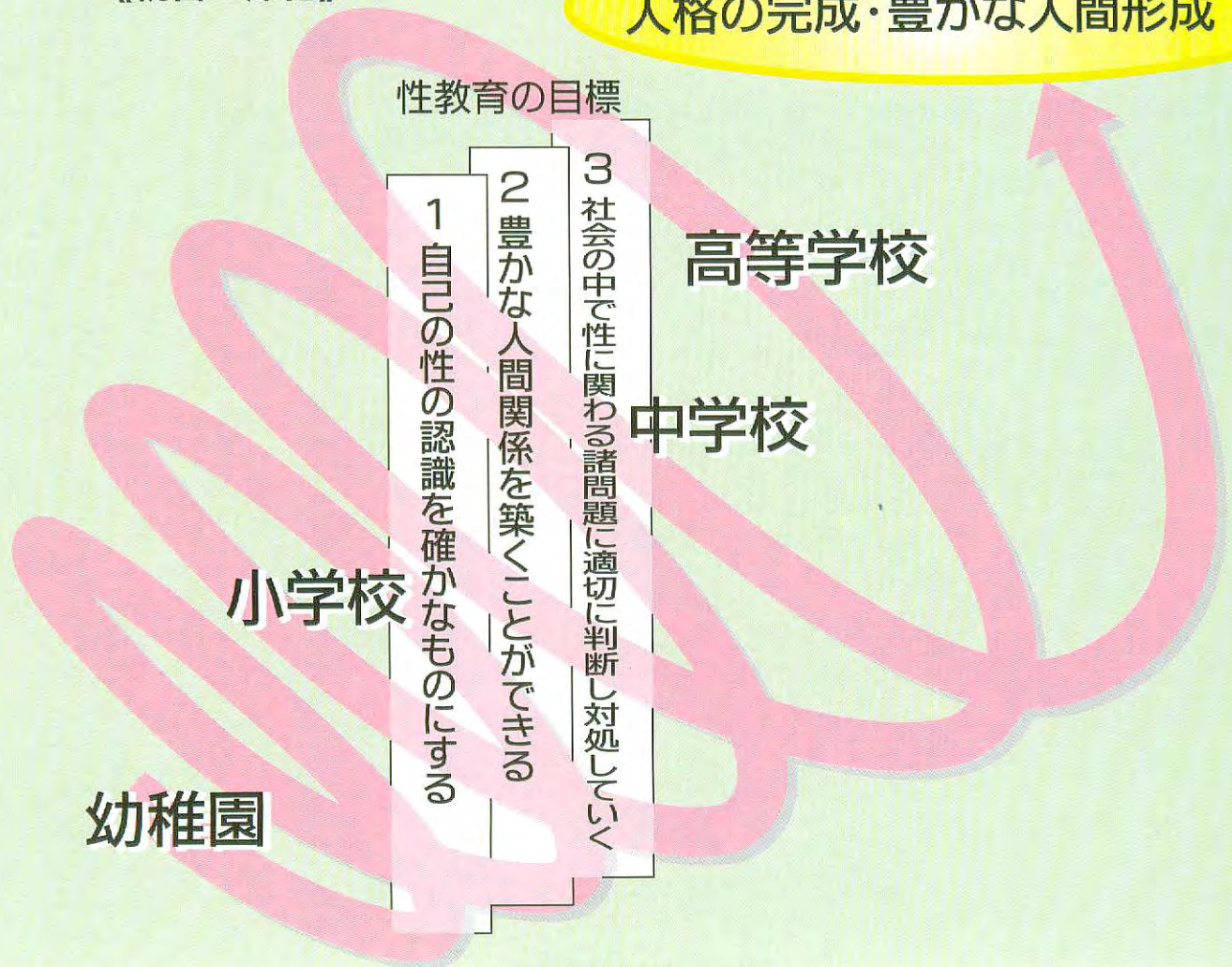
- 1 自己の性の認識を確かなものとする
- 2 豊かな人間関係を築くことができる
- 3 社会の中で性に関わる諸問題に適切に判断し対処できる

高等学校

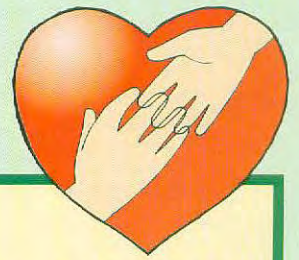
中学校

小学校

幼稚園



実践に向けてのQ&A



Q1

学校での性教育はどんなことを教えるものなのですか？

A1

学校における性教育は、単に避妊や性感染症予防の知識を与えるだけでなく、児童生徒が生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づき、性の問題に対して自ら考え判断し、意志決定をする能力を身につけるようにします。この指針に示した次の3点を目標とする内容です。

- ・自己の性の認識を確かなものにするための内容
- ・豊かな人間関係を築くことができるようにするための内容
- ・社会の中で性に関わる諸問題に適切に判断し対処していくための内容

Q2

学校での性教育は、「性器教育」「性交教育」と言われるような、過激で行き過ぎたものになっているのではないですか？

A2

氾濫する性情報や社会的問題のみに対応しようとすると、過激で行き過ぎたものにとらえられがちですが、学校における性教育は、教育課程に基づく学習指導を中心とした教育活動と学校生活全体を通して行われる生徒指導の両面の教育作用が統合されているものです。特に、集団で一律に実施するものについては、学習指導要領を越えるものにはなりません。

Q3

学校で性教育を行う際に、子どもの個人差やレディネスをどのように考慮すればいいのでしょうか？

A3

性に関する関心やその行動化には、児童生徒一人一人に大きな差があります。授業のような集団指導においては、個々人に応じた指導は困難です。集団で指導できないような児童生徒には、個別指導を実施する必要があります。

担任や養護教諭等が実施したり、地域の関係機関と連携して指導してもらう方法もあります。このような場合は、保護者との連携も必要です。

Q4

学校で地域（関係機関）の専門家を呼んで、講演会等を実施する際の注意事項について教えてください。

A4

講師任せでは、意味がありません。事前に、児童生徒の発達段階やレディネスを把握すること、開催の趣旨を伝えること、打ち合わせを実施すること、内容の検討を行うことなどが大切です。

また、終了後も多様な方法で評価し、次回に生かしましょう。

Q5

保護者に、理解してもらうには、どのような方法がありますか？

A5

さまざまな機会を大切にして、学校で計画していることや実施していることを知らせることが必要です。

学級通信・学年だより・保健だより等の通信を活用しましょう。また、保護者参加型の授業参観を実施したり、性教育をPTA活動の一環に取り入れたり、学校保健委員会で取り上げたり、学校祭や児童生徒の活動の場に参加してもらったりするような工夫も必要です。

Q6

保護者から、相談を受けたらどのようにすればいいですか？

A6

保護者の話をよく聞き、プライバシーに留意して、教育相談や連携体制等に関わる校内の組織を活用して対応しましょう。

また、必要な時は、この指針に示した相談窓口を紹介することも必要です。

Q7

実際に家庭では何をすればいいのですか？

A7

一番大切なことは、子どもの話をじっくり聴くことです。性に関する話でなくても構いません。コミュニケーションの積み重ねがとても大切です。そして、子どもから性に関する質問を受けた時は真剣に受け止めてください。わからないときや答えに困ったときには、「一緒に専門家に聞いてみよう」「調べてから話すね」というように伝えてください。

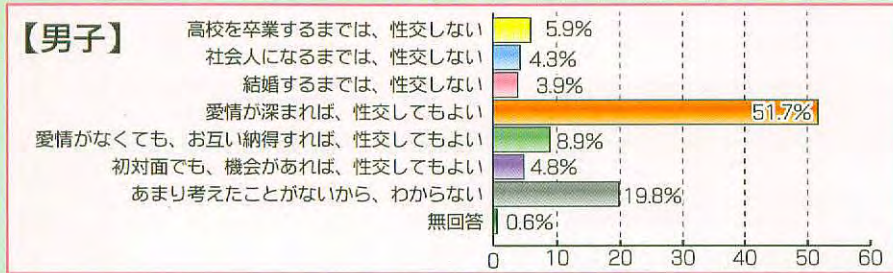
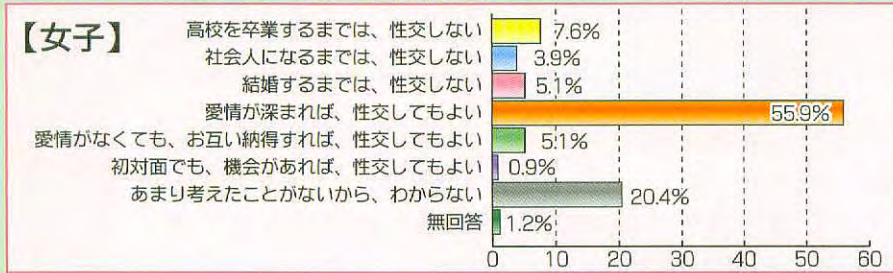
いろんな情報の中で何が大切な情報なのかを親としても勉強しましょう。



福島県の現状

「高校生の性に関する意識調査」

あなたは、性交することについてどう考えますか。



平成16年2月に実施した高校生の「性に関する意識調査」から、性交に関しては**60%以上が肯定的な考え**を持っていることがわかります。性交することに関して、ハードルは低くなっているようです。しかし、性交による危険（リスク）等については、正確な知識を持っていないことや、また、記述式の回答からは、

- 男女の性意識や性行動の違いからくる悩み
- 情報に惑わされ、自分の性行動が遅れているのではという不安や悩み

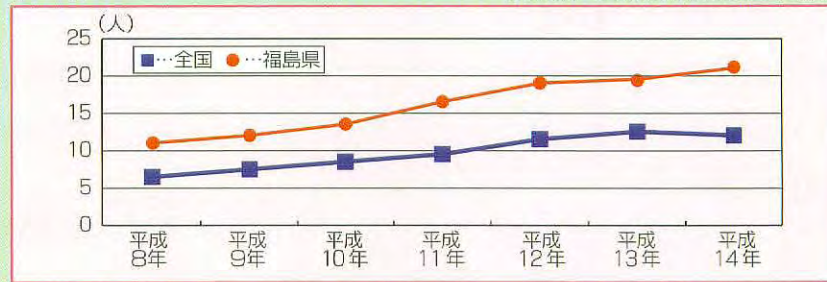
などがうかがえ、正しい知識や適切な情報の必要性が感じられます。

望まない妊娠と人工妊娠中絶

10代の人工妊娠中絶の状況(H8~14)

(15歳~19歳の女子人口千対)

福島県は、10代の人工妊娠中絶率が全国平均を大きく上回って推移しており、増加の一途をたどっています。



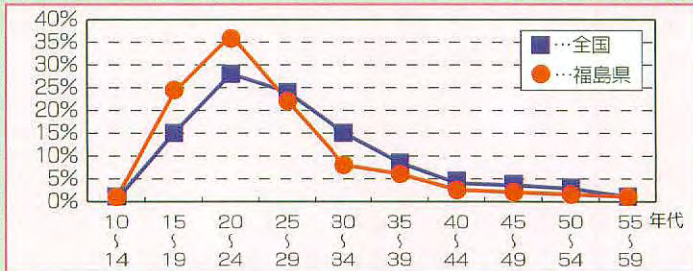
※平成15年
衛生行政報告例
(母体保護統計)

性感染症(STD) ※STD=saxually transmitted diseases

性感染症(STD)とは？

性行為によって感染する病気(性病)で、最も有効な予防法は感染するような行為をしないことです。現在、県内において10代の子どもの性感染症(STD)が増加しています。

年代別性感染症罹患率性(クラミジア感染症年齢別発生割合)



このグラフは、国、県それぞれの全件数に対する5歳ごとの件数を割合で示しています。国、県ともに10代後半で増加しており、本県はその割合が全国に比べて高いことがわかります。

※平成15年福島県感染症発生動向調査事業による

福島県の性教育に関わる課題と背景

- 性行動を取り巻く情報が氾濫し、子どもたちの性行動に関する考え方が安易になっています。
- 人工妊娠中絶、性感染症の増加など性の問題や性被害が社会問題化しています。
- 性は、すべての児童生徒に関わる発達課題です。
- 生命尊重、男女平等、豊かな人間関係は、全ての教育活動の基本です。

これまで実施されてきた性教育の見直しが必要です

人間としての在り方・生き方の性教育

発達段階に応じた性教育の指導事項

活用方法

(○性教育の指導計画を作成する際の目安にしてください。)
(●各学校の実態により重点化してください。)

区分	児童生徒の発達段階における特徴	基本的な目標						学習指導要領上の展開						
		1 男性または女性としての自己の認識を確かさせる。		2 人間尊重、男女平等の精神に基づき豊かな男女の人間関係を築くことができるようになる。		3 家庭や様々な社会集団一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処していく能力や資質を育てる。		各教科・科目での主な取扱い						
		発達段階に応じた目標	体の発育・発達に関する項目	心理的な発達に関する項目	発達段階に応じた目標	男女の人間関係に関する項目	発達段階に応じた目標	社会的な面に関する項目	体育・保健体育	技術・家庭・家庭	理科・生物	社会、公民	道徳	特別活動
幼稚園	社会的行動の獲得	自分の誕生や男女の違いを正しく受け止めるとともに、生き物の誕生や成長にも気づき、生命の尊さを感ずる。	①男女の体の違い・自分の性の認識	②自分の誕生の喜び・自分の成長	男女にはそれぞれ違いがあるが、どの友達も同じよう大切に接していき、友達の気持ちを思いやる心や態度を育て、将来の男女関係の基礎を築く。	③男女の体や行動の違い・男女仲良く助け合うこと	家族は互いに役割を分担し、助け合って生活していくことに気づき、男女のいたわり合う心や、そのために自分の欲求を抑制しようとする心を育てる。	④家族の助け合い・有害情報からの保護・性被害の防止	幼稚園教育要領 第2節 心身の健康に関する領域 「健康」 (B) 身のまわりを清潔にする (B) 健康に関心を持ち病気の予防					
小学校	低学年	・人間関係の広がり ・性意識の芽生え	①男女の体の違い (学活) ・体の器量の動き ②からだの清潔 (学活)	③わたしのいのち (道徳)		④友達をつくらう (道徳) ⑤だれとでも仲良く (道徳) ・男女が助け合い、仲良くすること ・自他を大切にすること	家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家族や社会の一員として適切な判断や意志決定ができる能力や態度を育てる。	⑥さそいにのらない (道徳・学活) ・性被害の防止 ⑦わたしの家族 (生活) ・家族の協力と助け合い					・友達と仲よくし助け合う ・生命を大切にすることをもち ・進んで家の手伝いなどをやる	・基本的な生活習慣の形成
	中学年	・体格、体力で男女差の発現 ・自己中心的考え方から客観的な考え方へ ・性意識の明確化 ・異性への関心の芽生え	①わたしの誕生 (理科) ②育ちゆく体とわたし (体育)	③異性への関心 (体育) ④男だから女だから (道徳) ・自他の生命の尊重 ・他者へのいたわりや思いやり	男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心や態度を育てる。	⑤みんな仲良く (道徳) ・性別にこだわらず互いの協力する ⑥男女仲良く (道徳) ・男女の感じ方、考え方の違いの理解	家庭における役割は、男女の別なく分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家族や社会の一員として適切な判断や意志決定ができる能力や態度を育てる。	⑧人の嫌がること	1 毎日の生活と健康 イ 身のまわりの清潔や生活環境 2 育ちゆく体とわたし イ 思春期の体の変化			・自分の役割を積極的に果たす ・相手とのことを思いやり親切にする ・友達と互いに理解し、信頼し、助け合う ・生命あるものを大切にすること	・望ましい人間関係の育成 ・健康で安全な生活態度の形成	
	高学年	・二次性徴の発現 ・周りの自分の自分という存在の認識 ・異性への関心の高まり ・自己の性への認識 ・性差の意識	①思春期のわたし (体育) ・二次性徴とわたし	②性の不安や悩み (体育) ・二次性徴や思春期における心の変化		⑤・異性への関心 (学活・道徳) ・男女の感じ方、考え方の違いの理解 ⑥異性の友達 (学活・道徳) ・よりよい男女の友達関係の構築	⑨性の被害・加害 (道徳) ・性被害の実態と回避のための態度と行動 ⑩性による偏見・差別 (道徳)	家庭の仕事や家族とのふれあい 生物とその環境 ・人や動物の体のつくりと働き	2 心の健康 ア 心の発達 イ 心と体は密接な関係 ウ 不安や悩みへの対処				・男女仲よく協力し助け合う ・自他の生命を尊重する	
中学校	1年・2年・3年	・身体的成熟に伴う性的な発達 ・異性への関心の高まり ・性的欲求や関心の高まり	①性的成熟への不安や悩み (保健) ・二次性徴 (保健) ・月経・射精 ・受胎のしくみと生命 ②私は思春期 (保健) ③性感染症・エイズの予防 (保健)	④自己をみつめ、様々な心の変化の理解 (保健) ・思春期の心理的特徴 (保健) ・性にかかわる不安や葛藤 ・性的欲求と性に関わる適切な性行動 人間の一生と性 (家庭) ⑤自分に対する信頼 (道徳) ⑥性の不安や悩みの解消 (学活)	男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。	⑦人間関係としての性に関する適切な行動 (道徳) ・多様な男女関係 (道徳) ・特定の異性とのかわり ⑧男女間のエチケット・マナー (学活) ・人間関係のスキル ⑨人間の性交行動 (保健・学活) ・セクシャルハラスメントを含め	男女の生き方は多様であることを理解し、家族や社会で期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家族や社会の一員として適切な判断や意志決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。	⑪性の情報環境 (学活) ・性的な非行・犯罪 (学活) ・性被害・加害 (学活) ・家庭の役割 (家庭) ・エイズによる偏見・差別 (道徳・学活)	1 心身の機能と心の健康 ア 身体機能の発達 イ 生体にかかわる機能の成熟 ウ 精神機能の発達と自己形成 エ 欲求やストレスへの対処 4 健康な生活と疾病の予防 ア 感染症の予防 (ア) 感染症の原因とその予防 (イ) エイズ及び性感染症の予防	家庭分野 日家族と家庭生活 (1) 自分の成長と家族や家庭生活とのかわり (2) 幼児の発達と家族 (3) 家庭と家族関係	動物の体のつくりと働き 有性生殖と無性生殖	2 (4) 男女は互いに異性について正しい理解を深め、相手の人格を尊重する 3 (2) 生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する	学級活動 (2) 青年期の不安や悩みとその解決 ・男女の相互の理解と協力 (3) 健康で安全な生活態度や習慣の形成 ・性的な発達への適応	
	1年・2年・3年	・性的成熟の完成 ・自我の確立 ・異性への関心の高まり	①体の発育・発達の科学的理解・個人差の認識 (保健、生物) ②思春期における体の発達の特徴、月経・射精など ③受胎、妊娠、出産、家族計画・人工妊娠中絶	④男女の生理的、心理的な違いの理解 (保健) ・性意識の男女差 ・性衝動のコントロール ・性にかかわる意志決定や行動選択 ⑤健康で望ましい性への価値観の確立 (HPI)	男女の心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、男女が互いに人格を尊重する心や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意志決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。	⑩個性への理解と人格を尊重した男女関係 (家庭、HPI) ・固定的な性別にとらわれない結婚や家庭 ⑪社会生活の基礎・基本としての性と人権 (HPI、保健) ⑫セクシャルハラスメント ・エイズ及び性感染症の予防 ・性情報と性行動への主体的な判断 ・性的逸脱行動 ・性被害への対応	1 現代社会と健康 ア 健康の考え方 イ 健康の保持増進と疾病の予防 ウ 精神の健康 2 生涯を通じた健康 ア 生涯の各段階における健康 イ 思春期と健康 ウ 結婚生活と健康	(1) 人の一生と家族・家庭 (2) 子どもの発達と保育・福祉 ・子どもの発達 ・親の役割 ・子どもの福祉	生殖と発生 生殖細胞の形成と受精 発生とその仕組み	・青年期の課題と自己形成 ・現代の特質と倫理的課題	A ホームルーム活動 ・青年期の悩みや課題とその解決 ・社会生活における役割の自覚と自己責任 ・男女相互の理解と協力 ・コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立 ・心身の健康と健全な生活態度や習慣の確立 ・生命の尊重と安全な生活態度や習慣の確立			

注 ○「学校における性教育の考え方・進め方」より採種別目標及び指導内容を設定した

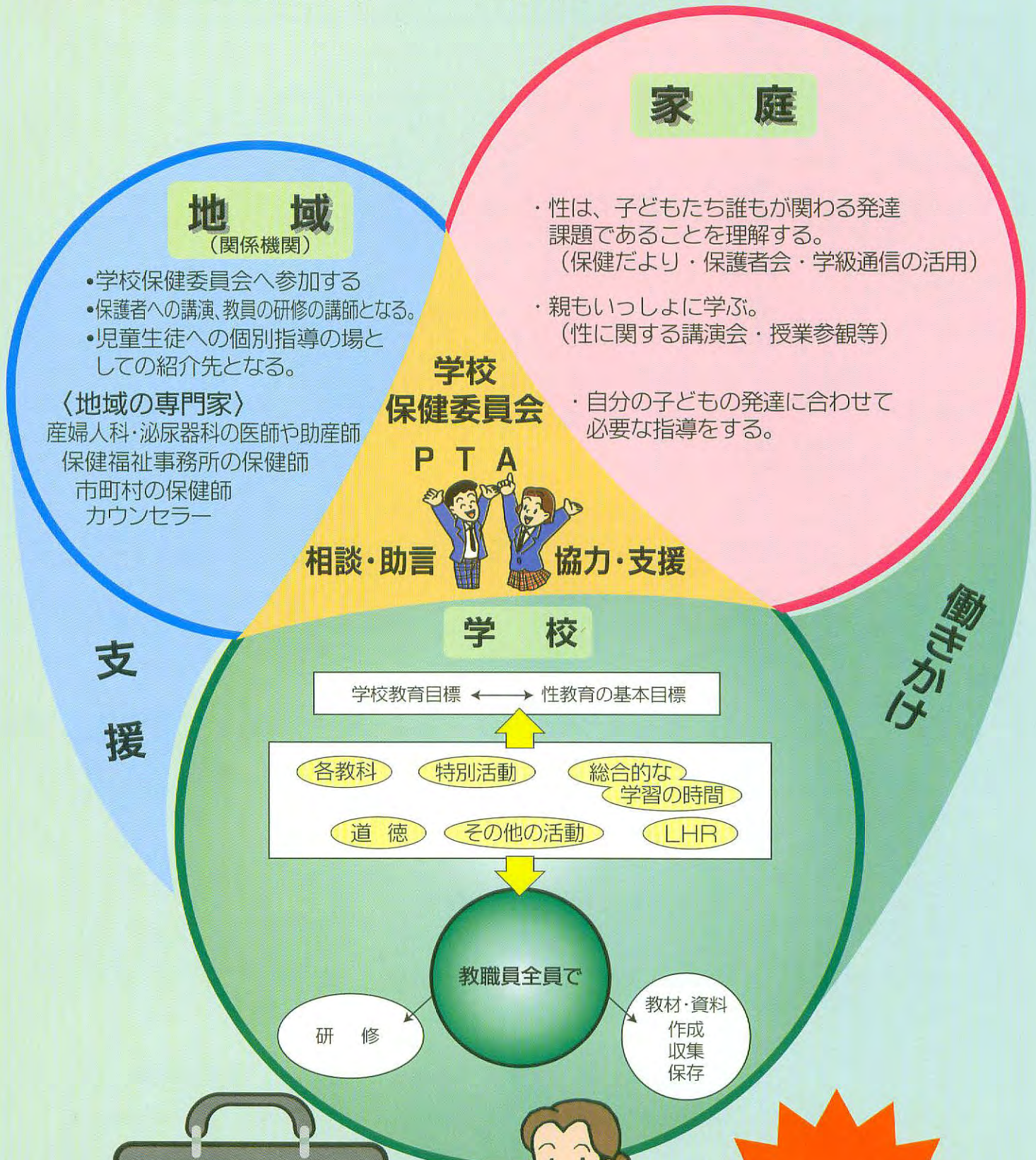
◎()は関連する領域、・は重点項目です。

①②～⑩の番号は、後日実施する実践調査のためのものです。

◎番号・記号は、学習指導要領の番号・記号です。

実践に向けて

学校・家庭・地域(関係機関)の役割を明確にして連携しましょう!



地域 (関係機関)

- 学校保健委員会へ参加する
- 保護者への講演、教員の研修の講師となる。
- 児童生徒への個別指導の場としての紹介先となる。

〈地域の専門家〉

産婦人科・泌尿器科の医師や助産師
保健福祉事務所の保健師
市町村の保健師
カウンセラー

家庭

- 性は、子どもたち誰もが関わる発達課題であることを理解する。
(保健だより・保護者会・学級通信の活用)
- 親もいっしょに学ぶ。
(性に関する講演会・授業参観等)
- 自分の子どもの発達に合わせて必要な指導をする。

学校保健委員会 P T A



相談・助言 協力・支援

学校

学校教育目標 ↔ 性教育の基本目標



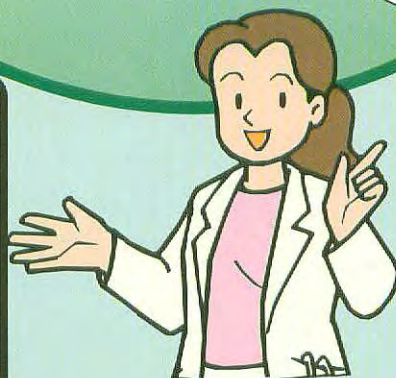
教職員全員で

研修

教材・資料
作成
収集
保存

実践力を養うためには
様々な学習方法を活用しましょう。

- ・課題解決学習 ・調べ学習
- ・実験・実習 ・ロールプレイング
- ・ブレインストーミング ・ティベート
- ・事例を用いた学習(ケーススタディ)
- ・ディスカッション
- ・コンピュータ、VTR ・その他



児童生徒の
受容(レディネス)
を考えて

※「学校における性教育の考え方・進め方」-文部科学省編-を参照しましょう!

相談窓口

* 児童生徒が直接相談できる先として伝えたいところ

ヤングテレフォン（警察相談センター）9:00~17:00 でんわ 024-536-4141
 思春期ほっとライン（各保健福祉事務所専用ダイヤル・メール）

◆ 思春期相談ほっとライン

県北保健福祉事務所
 県中保健福祉事務所
 県南保健福祉事務所
 会津保健福祉事務所
 南会津保健福祉事務所
 相双保健福祉事務所

専用ダイヤル
 月~金
 9時~17時

☎ 024-534-5615
 ☎ 0248-75-7822
 ☎ 0248-21-0067
 ☎ 0242-29-5347
 ☎ 0241-62-1700
 ☎ 0244-26-1186

peer@pref.fukushima.jp
 teens_kentyuu@pref.fukushima.jp
 teens_kennan@pref.fukushima.jp
 teens_izu@pref.fukushima.jp
 teens_minamiaidu@pref.fukushima.jp
 teens_sousou@pref.fukushima.jp

* 性犯罪等に関する相談なら

性犯罪被害110番（福島県警察本部）9:00~17:00 でんわ 0120-503-732

* 地域の現状を知りたいとき

各保健福祉事務所 児童家庭チームや市町村の役場へ

◆ 思春期、乳幼児、療育等に関する相談

県北保健福祉事務所
 県中保健福祉事務所
 県南保健福祉事務所
 会津保健福祉事務所
 相双保健福祉事務所
 南会津保健福祉事務所

児童家庭
 支援チーム

☎ 024-534-4155
 ☎ 0248-75-7810
 ☎ 0248-22-5647
 ☎ 0242-29-5278
 ☎ 0244-26-1134

郡山市保健所地域保健課
 いわき市保健所地域保健課

☎ 024-924-2900
 ☎ 0246-27-8597

保健医療チーム ☎ 0241-63-0305

* 専門医に講師を依頼したい時は

福島県産婦人科医会思春期保健委員会事務局

FAX 024-525-6390

思春期相談マップ(子育て支援グループ作成)を活用する

知っておきたい法律 ~一読しておくことをおすすめします。~

- 福島県青少年健全育成条例
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）
- ストーカー規制法
- 児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童売春禁止法）
- 売春防止法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

参考文献

「学校における性教育の考え方、進め方」
 文部科学省 ぎょうせい

「15歳になる前にー思春期の子どもと向き合うためにー」
 福島県教育委員会

「Be your self 自分らしく生きよう」

福島県

「思春期相談マップ」

福島県（子育て支援グループ）